

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年11月5日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「平成14年度自閉症・発達障害支援センターに係る厚生労働省との協議書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「自閉症・発達障害支援センター運営事業協議書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成14年11月26日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年12月12日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

- (1) 厚生労働省は、自閉症発達障害支援センターの職員については、高度な専門的知見を有する者を配置することを要求している。実施機関が開示をしなかった情報のうち、職員の年齢及び学校名については直接的な知見を有することとはつながらないので個人情報であるが、その他の情報については自閉症発達障害支援センターの

目的を達成することができるだろうと厚生労働省が判断した基礎的なものである。

- (2) これらは、条例第11条第2号口の公表することを目的として実施機関が保有している情報に該当し、公にすることが慣例となっており、公表しても社会通念上プライバシーの権利など、権利・利益を侵害するおそれがないことが確実な情報である。
- (3) 厚生労働省障害福祉課が主催した第5回自閉症及び発達障害に関する懇談会の議事録では、懇談会の委員の所属している施設も自閉症発達障害支援センター事業を実施しており、これらすべての自閉症発達障害支援センターの職員に係る情報は開示されている（年齢及び学校名を除く。）。

第4 実施機関の説明要旨

1 非開示情報

本件処分において、開示をしなかった情報（以下「本件非開示情報」という。）は、次の3項目である。

- (1) 別紙7-4の 連絡協議会等構成メンバー表の氏名及び所属・職名
- (2) 別紙7-6の6 職員配置表のうち氏名及び備考（職名）
- (3) 別紙7の7の（職員に関すること）の表のうち年齢、関係する学歴・職歴等、自閉症児（者）療育に関する経験（職歴）

2 部分開示とした理由

開示をしなかった項目は、個人の氏名、年齢、所属、職名等に関する情報であり、いずれも条例第11条第2号の個人の情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

また、条例第11条第2号イからニに規定する情報に該当するものではない。よって、部分開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、県が（仮称）やまぐち自閉症・発達障害支援センター事業を実施するため、厚生労働省と協議を行った文書で、実施機関が保有しており、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人

の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

(2) 本件公文書について

ア 本件非開示情報は、(仮称)やまぐち自閉症・発達障害支援センターの運営に携わる関係者の氏名とその者に係る所属、職名、学歴、職歴等で、明らかに条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

イ 異議申立人は、職員の年齢及び学校名を除き、本件非開示情報は条例第11条第2号ロに規定する公表することを目的として実施機関が保有している情報に該当すると主張する。

しかし、本件公文書は、県と厚生労働省との間で行われた(仮称)やまぐち自閉症・発達障害支援センター事業の実施に関する行政内部の協議文書であって、公表することを目的として作成し、保有しているということとはできない。

また、本件非開示情報は、条例第11条第2号イ、八及びニに規定するものに該当しないということも明らかである。

4 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関の本件処分は相当であるということができ

る。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第 6 審査会の審査経過等

別紙 1 のとおり（省略）